

(2) 良好な景観形成のための届出制度と景観形成基準

■届出を要する行為（重要景観計画区域）

区 分	項 目	規模等の基準
建築物 ・ 工作物	新築、増築	建築面積及び増築面積が 10 m ² を超えるもの
	改築、外観の修繕、模様替え又は色彩の変更	前面道路及び公共の場所から見える屋根及び外壁の見付け面積が 10 m ² を超えるもの
	煙突、柱、高架水槽	高さ 5 mを超えるもの
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理場、立体駐車場、彫像、記念碑、携帯電話中継塔等	高さ 5 m又は築造面積が 10 m ² を超えるもの
	擁壁、柵、塀等	高さ 1.5mを超えるもの又は見付け面積が 100 m ² を超えるもの（一連で造るものも含む）
	電線路	電柱
変電器等の地上機器		設置する変圧器等の地上機器すべてのもの
自動販売機	自動販売機及びその修景施設の設置、置き換え、模様替え又は色彩の変更	高さ 1 mを超えるもの
木竹の伐採	木竹の伐採	高さ 5 mを超え、かつ林業以外の目的の行為（ただし、枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行なう管理行為は適用除外）
屋外における物の集積又は貯蔵	屋外における野積みによる物の集積又は貯蔵	高さ 1.5m又は集積・貯蔵面積が 50 m ² を超えるもの
土地の区画形質の変更（鉱物の採掘又は土石の採取を含む）	鉱物の採掘又は土石の採取、のり面、土地の造成	採掘・採取面積が 300 m ² を超えるもの 田及び畑などの農地で法長が 0.5mを超えるもの 宅地等の土地の造成で 300 m ² を超えるもの、又は切土又は盛土によって生じる法（のり）の高さが 1 mを超えるもの

■景観形成基準（重要景観計画区域）

項目		重要景観計画区域の景観形成基準
共通事項	指針	<p>【形態意匠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の歴史的文化的景観と調和した落ち着きと安らぎのある景観を形成する。 ○歴史的資産との景観的調和を図り、文化財保護地域等にふさわしい景観の創出を心がける。

建築物	指針	<p>【形態意匠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○低層建築で勾配屋根を設けることを基本とする。 ○一戸が突出した印象を与えないよう、周辺の家並みと調和するような形態意匠・色彩とする。 																		
		<p>【高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高の高さは10mを超えないこと。 																		
	基準	<p>【形態意匠－基本構造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築は和風のデザインを基本とする。 ・木造建築を基本とする。ただし、耐震補強等の構造上やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。 ・高床式（ピロティ）は避ける。 																		
		<p>【形態意匠－屋根】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根勾配は、3/10～5/10を標準とする。 ・屋根の材料は、和瓦・金属板を基本とする。 ・屋根の形状は、入母屋・切り妻・寄せ棟を基本とする。 ・総二階は基本的に避ける。やむを得ない場合は庇等を設けることを基本とする。 ・屋根の色彩（庇等を含む）は、以下の基準とする。 ただし、和瓦葺き等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。 また、金属板を使用する際は、素材色を活かすか塗装し、ぎらぎらした不快感を与えないように配慮すれば、以下の基準の限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～5Y</td> <td>6未満</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6未満</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般景観計画区域の届出対象規模に該当する建築物（大規模建築物）については、一般景観計画区域の景観形成基準の色彩を準拠する。</p>	色相	明度	彩度	0.1R～5Y	6未満	6以下	上記以外	6未満	4以下									
		色相	明度	彩度																
		0.1R～5Y	6未満	6以下																
		上記以外	6未満	4以下																
		<p>【形態意匠－外壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁は、板張り・塗壁（しっくい等）・塗壁調（プラスター、モルタル、コンクリート等）を基本とする。 ・色彩は、以下の基準とする。ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス・石等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0.1R～10R</td> <td>9未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>9以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR～10Y</td> <td>9未満</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>9以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>6以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>6未満</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	0.1R～10R	9未満	3以下	9以上	4以下	5YR～10Y	9未満	5以下	9以上	4以下	上記以外	6以上	3以下	6未満	4以下
		色相	明度	彩度																
		0.1R～10R	9未満	3以下																
9以上	4以下																			
5YR～10Y	9未満	5以下																		
	9以上	4以下																		
上記以外	6以上	3以下																		
	6未満	4以下																		
<p>【形態意匠－付属屋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付属屋は下屋を活用し、和風（透明プラスチック板等不可）を基本とする。 <p>※本基準における「付属屋」とは、建築面積20㎡未満かつ軒高2.3m未満の建築物を指す。</p>																				
<p>【位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の区画形質の変更は原則行わない。 ・遠くからの眺望の際に突出した印象を与えないような位置を選ぶ。 																				
<p>【形態意匠－建築設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等は、周辺の道路等公共用地から見えないように隠す。 																				

指針	<p>【形態意匠・高さ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○送電線塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを抑え、目立たない位置に設置し、周辺と調和する色彩とし、極力植栽で修景する。 ○垣根、擁壁、さく、塀などは、周辺景観に配慮し、木材、石材等の自然素材を用いるようにする。 ○煙突、遊戯施設は極力設置しない。 ○屋外照明は下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らしたり、ぎらぎらした不快感を与えないようにする。 ○自動販売機は店舗等の建物に付属させ、建物と調和するような色彩選定や修景を行うことを基本とする。また、内蔵光源は明る過ぎないようにする。 																
	<p>【高さ1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高の高さは10mを超えないこと。 <p>【高さ2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、電柱・製造施設等で、極力高さを抑えたものの、機能的な理由等によりやむを得ず上記基準以上の高さが必要なものはその限りではない。 <p>【位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な地形を尊重する。 ・重要な眺望地点から見て、突出した印象を与えないような位置を選ぶ。ただし、やむを得ない場合は、目立たないように修景する。 ・隣地相互での空間を確保する。 ・設置位置は、接道部から少なくとも1～3m程度の後退を基本とする。ただしやむを得ない場合は、接道部分を重点的に緑化する。 																
工 作 物	<p>【形態意匠－外観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の外装に使用する素材は、周辺の景観と調和した質感のものにする。 ・擁壁は、自然石積又は緑化等により文化的景観等と調和する修景を基本とする。 ・道路等の公衆の視点場からみて、圧迫感や威圧感を緩和するような形態意匠とする。又はそのように修景する。 <p>【形態意匠－屋外照明等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。 ・投光器等の天空への光束を抑制する。 																
	<p>【形態意匠－色彩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、以下の基準とする。 <p>ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス・石等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">色相</th> <th style="width: 33%;">明度</th> <th style="width: 33%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>9未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR～10Y</td> <td>9以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>9未満</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>6以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>6未満</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般景観計画区域の届出対象規模に該当する工作物（大規模工作物）については、一般景観計画区域の景観形成基準の色彩を準拠する。</p>	色相	明度	彩度	0.1R～10R	9未満	3以下	5YR～10Y	9以上	4以下	9未満	5以下	上記以外	6以上	3以下	6未満	4以下
	色相	明度	彩度														
	0.1R～10R	9未満	3以下														
5YR～10Y	9以上	4以下															
	9未満	5以下															
上記以外	6以上	3以下															
	6未満	4以下															
<p>【形態意匠－自動販売機】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野立ての自動販売機は覆屋を設け、周囲の景観になじむものとする。 ・色彩は、設置する建物と同色ないし調和する色彩を基本とする。 ・複数並べて配置する場合、色彩は同色系のものを採用することを基本とする。 ・過度に明るい内蔵光源を避ける。 																	
<p>【形態意匠－外構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生垣や木塀を基本とする。 ・ブロック塀は避ける。やむを得ない場合でも、高さ1.5mを超えないこととする。 ・アルミフェンス等は、低彩度色（彩度1以下）を用いる。 ・農業用の獣害対策で用いる柵等はこの限りではない。 																	
基準																	

土地の区画 形質の変更 (鉱物の採掘 又は土石の採 取を含む)	指針	○不用意に土地の区画形質の変更又は土石の採取は行わない。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・生業及び調査等の目的以外に鉱物の採掘又は土石の採取は行わない。 ・現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないようにする。 ・隣接する道路や敷地と高低差が生じる場合は石積みを基本とし、周囲の景観に調和することを基本とする。
木竹の伐採	指針	○地域の特徴的景観に資する木竹はなるべく保全する。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に木竹の伐採は避ける。やむを得ない場合は、伐採跡地において事後の土地利用に応じ、周囲の植生と調和するよう緑化を行うことを基本とする。 ・ただし、枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行う行為は適用除外。
物の集積	指針	○景観に不調和な露出した物の集積は避ける。ただし、漁業や農業目的のものはその限りではない。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等に面する場所では、高さ 1.5m、面積 50 m²を超える物の集積は行えない。 ・ただし、やむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮蔽を行う。
屋外照明	指針	○屋外照明等は、夜空の美しさを確保するために、むやみに上方を照らさない。
	基準	・屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。
緑化の重点的 推進	指針	○駐車場や工場など大規模な施設の周囲は、重点的に緑化による修景を行う。
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な屋外駐車場 (1,000 m²以上) では、植栽による空間の分節化や通路部分を緑化する。 ・工場等の屋外設備等は緑化により遮蔽する。